

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の組織等の見直し等の所要の措置を講ずるものとする。

第二 国民年金法の一部改正

一 年金額の改定に関する事項

1 調整期間における改定率の改定の特例に関する事項（平成三十年四月一日施行）

(1) 調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率に、調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。）のイにおいて

「算出率」という。）を基準とするものとする。 （第二十七条の四第一項関係）

(2) 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、(1)にかか

わらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める率を基準とするものとする。 (第二

十七条の四第二項関係)

ア 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率

イ 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき (ウの場合を除く。) 物価変動率

ウ 物価変動率が一を上回るとき 一

(3) 特別調整率とは、アにより設定し、イにより改定した率をいうものとする。 (第二十七条の

四第三項関係)

ア 平成二十九年度における特別調整率は、一とするものとする。

イ 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率 (名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率) を基準として改定するものとする。

2 調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例に関する事項 (平成三十年四月一日施行)

(1) 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、1にかかわらず、アに掲げる率にイに

掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。（3）において「基準年度以後算出率」という。）を基準とするものとする。こと。（第二十七条の五第一項関係）

ア 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

イ 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあっては、当該年度の前年度の特別調整率）を乗じて得た率

(2) 次に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、(1)にかかわらず、それぞれに定める率を基準とするものとする。こと。（第二十七条の五第二項関係）

ア 物価変動率が一を下回るとき 物価変動率

イ 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

(3) 基準年度以後特別調整率とは、アにより設定し、イにより改定した率をいうものとする。こと。（

第二十七条の五第三項関係）

ア 基準年度における基準年度以後特別調整率は、①に掲げる率に②に掲げる率を乗じて得た率とするものとする。こと。

① 基準年度の前年度の特別調整率

② 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）

イ 基準年度以後特別調整率については、毎年度、アの②に掲げる率を基準として改定するものとする。

3 改定率の改定等に関する事項（平成三十三年四月一日施行）

(1) 改定率については、毎年度、名目手取り賃金変動率を基準として改定するものとする。（第二十七条の二関係）

(2) 基準年度以後改定率の改定については、(1)にかかわらず、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）を基準とするものとする。（第二十七条の三関係）

4 調整期間における改定率の改定の特例等に関する事項（平成三十三年四月一日施行）

(1) 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、1の(1)にかかわらず、名目手取り賃金変動率を基準とするものとする。 (第二十七条の四第二項関係)

(2) 次に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、2の(1)にかかわらず、それぞれに定める率を基準とするものとする。 (第二十七条の五第二項関係)

ア 物価変動率が一を下回るとき (イに掲げる場合を除く。) 物価変動率

イ 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき

名目手取り賃金変動率

二 平成三十一年度以後の年度に属する月の月分の保険料の額を、一万七千円に保険料改定率を乗じて得た額とするものとする。 (第八十七条第三項関係)

三 被保険者は、出産の予定日 (厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日) の属する月 (以下「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合においては、三月前) から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないものとする。 (第八十八条の二関係)

四 厚生労働大臣及び日本年金機構 (以下「機構」という。) は、国民年金事業が適正かつ円滑に行われ

るよう、相互の密接な連携を確保しなければならないものとし、厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。 （第百九条の十三及び第百九条の十四関係）

五 政府は、独立行政法人福祉医療機構に行わせることとしている教育資金の貸付けのあっせんを行う業務を、平成二十九年三月三十一日までの間、行うことができるものとする。 （附則第九条の五第二

項関係）

六 その他所要の改正を行うこと。

第三 厚生年金保険法の一部改正

一 年金額の改定等について、第二の一、四及び五に準じた改正を行うものとする。 （第四十三条の

二から第四十三条の五まで、第百条の十三、第百条の十四及び附則第三十一条第二項関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第四 年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正

一 経営委員会に関する事項

1 管理運用法人に、経営委員会を置くものとする。 (第五条の二関係)

2 経営委員会の権限に関する事項

(1) 経営委員会は、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画の作成又は変更等の議決並びに役員の職務の執行の監督を行うものとする。 (第五条の三第一項関係)

(2) 管理運用業務の実施状況の監視について、監査委員会に行わせることができるものとする。

(第五条の三第二項関係)

3 経営委員会の組織に関する事項

経営委員会は、委員長並びに監査委員である委員及びそれ以外の委員八人以内並びに理事長で組織するものとする。 (第五条の四第一項関係)

4 経営委員会の招集、議事の運営及び議事録等の公表に関し所要の規定を設ける。 (第五条の五から第五条の七まで関係)

二 監査委員会に関する事項

1 管理運用法人に監査委員会を置き、監査委員三人以上で組織するものとする。 (第五条の八関係)

2 監査委員会の職務及び権限に関する事項

(1) 監査委員会の職務及び権限について、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の規定の必要な読替えを置くものとする。 (第五条の九第一項関係)

(2) 監査委員会は、経営委員会の定めるところにより、管理運用業務の実施状況の監視を行うものとする。 (第五条の九第二項関係)

3 経営委員会等への報告義務等に関する事項

(1) 監査委員は、役員が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき等は、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会並びに厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第五条の十第一項関係)

(2) 監査委員は、2の(2)の監視において、理事長又は理事の職務の執行が適当でないと認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告しなければならないものとする。 (第五条の十第二項関係)

(3) 監査委員は、(1)又は(2)の場合において、必要があると認めるときは、委員長に対し、経営委員会の招集を請求することができるものとする。 (第五条の十第三項関係)

(4) (3)の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を経営委員会の日とする経営委員会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査委員は、経営委員会を招集することができるものとする。 (第五条の十第四項関係)

4 監査委員会の招集及び議事の運営に関し所要の規定を設けること。 (第五条の十一及び第五条の十

二関係)

三 役員及び職員に関する事項

1 理事長、経営委員会の委員長及び委員並びに理事を役員とするものとする。 (第六条関係)

2 役員の職務及び権限に関する事項

(1) 理事長は、管理運用法人を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理するものとする。 (第七条第一項関係)

(2) 管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定

めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理するものとする。 (第七条第三項関係)

- (3) 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、管理運用業務に係る議決事項を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌する事務に関し意見を述べることができるものとする。 (第七条第五項関係)

3 役員の任命に関する事項

- (1) 理事長並びに経営委員会の委員長及び委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとする。 (第七条の二第一項及び第二項関係)

- (2) 管理運用業務担当理事は、(1)の者のうちから、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、理事長が任命するものとする。また、理事(管理運用業務担当理事を除く。)は、(1)の者のうちから、経営委員会の同意を得て、理事長が任命するものとする。 (第七条の二

第七項及び第八項関係)

4 役員の任期に関する事項

経営委員会の委員長及び委員の任期を五年とするものとする。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日から五年が経過する日を含む事業年度の直前の事業年度についての財務諸表の承認の日までとするものとする。 (第八条関係)

5 役員の解任に関する事項

(1) 理事の解任に関する通則法の読替えに係る規定を設け、理事長は、管理運用業務担当理事については、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、解任するものとし、また、理事(管理運用業務担当理事を除く。)については、経営委員会の同意を得て、解任するものとする。 (第十条第二項及び第三項関係)

(2) 経営委員会は、理事長が通則法第二十三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。 (第十条第

四項関係)

(3) 経営委員会は、理事が通則法第二十三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めると

きは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができるものとする。 (第十条第五項関係)

6 役員及び職員の再就職に係る規制に関する事項

(1) 管理運用法人の役員又は職員（以下「管理運用法人役職員」という。）は、金融事業者に対し、他の管理運用法人役職員をその離職後に、当該金融事業者等の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役職員に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼すること等を禁止するものとする。 (第十五条関係)

(2) 管理運用法人役職員は、利害関係金融事業者に対し、離職後に当該利害関係金融事業者等の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼すること等を禁止するものとする。 (第十六条関係)

(3) 管理運用法人役職員であつた者であつて離職後に金融事業者の地位に就いている者が、離職前五年間に在職していた内部組織に属する役員又は職員に対し、離職前五年間の職務に属する契約事務に関し、離職後二年間、職務上の行為をするように要求すること等を禁止するものとする。 (

第十七条関係)

(4) 管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行った場合等を除き、理事長にその旨を届け出なければならないものとする。 (第十七条の二関係)

四 年金積立金の運用方法に関する事項

1 債券オプション、先物外国為替、通貨オプション等のデリバティブ取引について、運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限定するものとする。 (第二十一条第一項第一号、第六号、第七号及び第八号関係)

2 運用方法を特定して行う信託として、コール資金の貸付け等を追加するものとする。 (第二十条第一項第三号関係)

3 年金積立金の運用方法として、デリバティブ取引であつて政令で定めるもの (有価証券の売買等による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。) を新たに規定するとともに、先物外国為替について市場において行われる取引等を追加するものとする。 (第二十一条第一項第七

号及び第九号関係）

五 運用の実績の公表に関する事項

管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを公表しなければならないものとする。こと。（第二十六条第

二項関係）

六 社会保障審議会への諮問に関する事項

厚生労働大臣は、中期目標を定め、又は変更しようとするとき等の場合には、社会保障審議会に諮問しなければならないものとする。こと。（第二十九条関係）

七 その他所要の改正を行うこと。

第五 日本年金機構法の一部改正

一 機構は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて厚生労働省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、三により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないものとする。こと

。(第五条第四項関係)

二 機構は、中期計画において定めるべき事項として、次に掲げる事項を加えるものとする。 (第三

十四条第二項関係)

1 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

2 1の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

三 不要財産に係る国庫納付等

1 機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において二の1の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当

該不要財産を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しないものとする。

(第四十四条の二第一項関係)

2 機構は、1による不要財産(金銭を除く。)の国庫納付に代えて、厚生労働大臣の認可を受けて、

不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該不要財産の帳簿価額を超える額(3において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で厚生労働大臣が定める基準に

より算定した金額を国庫に納付することができるとすること。ただし、中期計画において二の一の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しないものとする。こと。（第四十四条の二第二項関係）

3 機構は、2の場合において、不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。こと。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて厚生労働大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでないものとする。こと。（第四十四条の二第三項関係）

4 機構が1又は2による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、機構の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。こと。（第四十四条の二第四項関係）

四 機構は、厚生労働大臣の協力の下に、機構の職員に対し、政府管掌年金事業に関する事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする

こと。(第五十三条の二関係)

五 その他所要の改正を行うこと。

第六 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下同じ。)
に使用される1又は2に掲げる者であつて厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないもの
(以下「特定四分の三未満短時間労働者」という。)については、厚生年金保険の被保険者としな
いものとする。 (附則第十七条第一項関係)

1 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四
分の三未満である短時間労働者

2 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四
分の三未満である短時間労働者

二 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について

は、一は適用しないものとする。ただし、当該適用事業所の事業主が、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める同意を得て、実施機関（厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について一の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでないものとする。こと。（附則第十七条第二項関係）

1 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者（以下「四分の三以上同意対象者」という。）の四分の三以上で組織する労働組合がある

とき 当該労働組合の同意

2

1の労働組合がないとき

(1)又は(2)に掲げる同意

(1) 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を

代表する者の同意

(2) 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の

同意

三 特定適用事業所（二により一が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を

含む。) 以外の適用事業所の事業主は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について一の適用を受けない旨の申出をすることができるものとする。 (附則第十七条第五項関係)

1 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者(以下「二分の一以上同意対象者」という。)の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

2 1の労働組合がないとき (1)又は(2)に掲げる同意

(1) 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

(2) 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

四 三の申出をした事業主は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について一の適用を受け

る旨の申出をすることができるとすること。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでないものとする。こと。（附則第十七条第八項関係）

1 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

2 1の労働組合がないとき (1)又は(2)に掲げる同意

(1) 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

(2) 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

五 特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいうものとする。こと。（附則第十七条第十二項関係）

六 その他所要の改正を行うこと。

第七 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

一 第四の四の2及び第五（四を除く。） 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第四（一の事項を除く。）及び第八の二 平成二十九年十月一日

三 第二の一の1及び2並びに第三の一の一部 平成三十年四月一日

四 第二の二及び三並びに第九の一 平成三十一年四月一日

五 第二の一の3及び4並びに第三の一の一部 平成三十三年四月一日

第八 検討

一 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世

代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（二の事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条第一項関係）

二 政府は、管理運用法人による年金積立金の運用の状況その他第四による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、第七の二の事項の施行後三年を目途として、必要な措置を講ずるものとする。（附則第二条第二項関係）

第九 経過措置

一 第二の三は、平成三十一年四月以後の期間に係る保険料について適用するものとする。（附則第四条関係）

二 その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

第十 関係法律の一部改正

その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。